

会津若松市議会政策討論会 第2分科会 中間総括



平成 25 年 8 月 9 日

政策討論会 第2分科会

委員長	清	川	雅	史
副委員長	伊	東	く	に
委員	丸	山	さ	よ
委員	古	川	雄	子
委員	大	竹	俊	一
委員	横	山		哉
委員	近	藤	信	淳
委員	田	澤	豊	行
				彦

【目次】

ページ

第1章 政策討論会第2分科会の政策研究の経過と概要	1
I 第2分科会の主な経過と現状認識について	1
1 議論の経過	1
2 地域福祉の歴史的背景と今日的状況の理解	1
(1) 地域から見た社会変化と社会福祉機能の移管	
(2) 地域福祉の問題の顕在化	
(3) 社会福祉制度の潮流	2
3 地域福祉の課題の認識	
(1) 地域コミュニティの課題	
(2) 公的な社会福祉サービスの課題	
4 会津若松市の現状の把握	4
第2章 政策討論会第2分科会の政策研究における中間総括	
I 委員間討議での意見集約・協議内容	5
1 今後の地域福祉の論点	5
(1) 社会的包摂の実現	
(2) 個人を起点とした地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域福祉への多様な主体の参加とガバナンスの時代に即した仕組みづくり	
(4) 新たな行政の役割	
(5) 地域福祉政策の評価と議会の役割	6
2 地域における包括的なケアを実現するシステムの構築	6
(1) 医療、介護・予防、子育て支援など福祉施策の連携強化	
(2) 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護	
(3) 地域福祉を推進するためのプラットフォーム機能の充実	
(4) 総合相談窓口機能の充実（ワンストップサービスの展開）	8
3 重層的な圏域の設定	9
II 今後の地域福祉のあり方について（まとめ）	9
III 今後の取り組みについて	9
（参考資料）用語説明	
図1 議論の経過一覧表	
図2 政策討論会第2分科会政策研究のフレーム（案）	
図3 重層的な圏域のイメージ	

第1章 政策討論会第2分科会の政策研究の経過と概要

I 第2分科会の主な経過と現状認識について

1 議論の経過

政策討論会第2分科会では、平成23年12月8日の全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について」を優先的に課題解決すべき事項とし、国県の社会福祉政策の動向を踏まえながら本市における福祉の諸課題を解決するための政策が必要であるとの認識から問題分析の具体的テーマを「今後の地域社会福祉のあり方について」といたしました。これまでのように高齢者対策や子育て支援など地域における各個別の施策事項を抽出し議論するのではなく、各個別の施策事項に共通して内在する地域福祉の課題に対する認識を深め、問題の本質的な構造を明らかにしていくことが課題解決のためには有効であるとの考えを確認してきました。

また、先進自治体への行政調査や事例研究を行うなど調査研究を進めるとともに、課題解決のための視点・視座を得るため、福島大学行政政策学類 鈴木典夫教授から「地域福祉政策について」、日本福祉大学社会福祉学部 原田正樹准教授から「地域主権と地域福祉行政」をテーマとしてご指導を頂戴し、意見交換を行ってきました。

※ 議論経過の詳細については、P 11 ページの「図1・議論の経過について」をご覧ください。

2 地域福祉の歴史的背景と今日的状況の理解

(1) 地域から見た社会変化と社会福祉機能の移管

かつて、地域において存在した相互扶助の精神は、ゆるやかな社会福祉の機能として人々の生活を支えてきました。これが都市化と工業化による社会制度の発達と共に、旧来の農村型社会の解体が始まり、これを補完するようにして行政が担う領域の拡大と社会保障制度の充実が図られてきました。労働は集約化と分業化によって、効率性と機能性を高め、生み出された付加価値の一部が税や保険料として徴収され、これが社会保障制度の原資として社会的に運用されてきたもので、児童福祉、障がい福祉、介護福祉など、家庭や地域社会が担ってきた機能は公的な社会福祉サービス制度に移管されることとなりました。

(2) 地域福祉の問題の顕在化

しかしながら、成熟社会¹が到来し、少子高齢化の潮流と経済的な需要の停滞が顕著となり、公的な社会福祉サービスの要請はより一層高まるものの、これに対応するための十分な財源を行政は確保することに苦慮し、また、公的な社会福祉サービスは、複雑化する社会において制度主義²の限界を示し、制度間の問題、多様な

ニーズなどに対応することができず、すべての人が住み慣れた地域において安心して生活することが困難になってきている現状にあります。

(3) 社会福祉制度の潮流

① 推進主体としての地方自治体

1990年、老人福祉法や身体障害福祉法の改正などを含むいわゆる福祉八法の改正が行われ、高齢者福祉サービスと身体障がい者福祉サービスの施設入所の措置権が都道府県から市町村に委譲され、また、在宅福祉サービスが法定化され、市町村において一元的に福祉サービスを提供する仕組みが構築されました。さらに、これに伴って市町村に高齢者保健福祉計画の策定が義務付けられました。このように、各種社会福祉サービスの機能が市町村に移管されるとともに、市町村において各福祉分野の政策・施策の計画を策定し、政策展開を図るといったものが一般化し、地域における社会福祉を市町村が中心となって推進していこうとする国における政策的な意図が見受けられるようになりました。

② 社会福祉における構造改革

戦後に構築が進められた日本の社会福祉制度は、増大する福祉ニーズと多様化する福祉需要に対応することが困難となり、1997年から中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において社会福祉基礎構造改革の議論が進められ、2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されるなど、福祉八法が大きく改正されました。これにより措置型³のサービスから契約型⁴のサービスへの移行、応能負担⁵から応益負担⁶への移行など社会福祉における新たな枠組みが示され、社会福祉法においては、地域福祉の推進が掲げられ、この目的を実現するために市町村が地域福祉計画の策定をすることが明文化されました。また、施設偏重から地域における自立、在宅福祉を目指す方向性が示され、これを支える地域における支援体制の構築が新たな課題として議論されることとなりました。

3 地域福祉の課題の認識

(1) 地域コミュニティの課題

地方都市においては、依然として町内会が地域コミュニティにおけるさまざまな機能と役割を果たしています。しかしながら、少子高齢化と地域経済の低迷により若年層を中心とした労働力人口の減少と流出が続いている中で、市街地においても新たな加入者が少なく、高齢者が主となり組織の形骸化が懸念され、また、郊外の農村部においては、地域社会の維持も困難な状況が見られるなど地域コミュニティの機能は著しく弱体化してい

ます。地域コミュニティの弱体化は、孤立や孤独を原因とした地域課題や生活課題を急速に顕在化させることとなり、孤立死や虐待死などの事案は、適切な対応の遅れなど憂慮すべき事態であり、地域における見守り体制の構築が求められてきております。

(2) 公的な社会福祉サービスの課題

① 生活課題への対応

地域においては、公的な社会福祉サービスで対応できない生活課題があります。少子高齢化や都市部への若年層の流出が進む中で、高齢者や障がい者の一人暮らしも増加し、雪かきやごみ出しなど日常的な生活に支障がある世帯があり、これは従来の公的な社会福祉サービスで対応することが難しく、また、公的な社会福祉サービスで対応すべきか議論の分かれるところではありますが、現実の生活の中では、非常に大きな生活課題であることは間違いのないことであります。

② 見守りの欠如

例えば、不当な消費生活の被害に遭い、公的なサービスによって問題解決ができる事案であっても、認知症や障がいがあるため、個人では行政機関への相談ができないケースなど、地域における見守りの欠如が社会的な孤立や孤独を深め、課題解決できない事態を生じさせていることも認識すべきであります。

③ 求められる包括的な支援

要介護者と障がい者が同居する家庭など複合的な課題を有する事案に対して、従来の公的な社会福祉サービスでは柔軟に対応することが難しくなっています。基本的な福祉ニーズは公的な社会福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域の住民が主体的に関わり、暮らしのさまざまな場面で起こりうる困りごとに対し、ともに支えあう仕組み(共助)の拡大・強化など、包括的な支援により問題解決を図ることが求められております。

④ 災害への対応

地震などの大規模災害の発生を想定すれば、普段は自立的に生活ができるが、緊急事態においては要援護者として想定される高齢者や障がい者等の単身世帯も地域には存在します。このような潜在的に支援が必要な住民の把握でさえ、地方自治体は十分に実施できていない現状にあります。

4 会津若松市の現状の把握

本市においても少子・高齢化は深刻で、総人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向を示しており、平成25年4月1日現在4人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢社会」となっており、その傾向は、今後も続いていくものと予想されています。

○人口の推移（乳幼児・高齢者、各年4月1日現在）

(単位:人)

区分 年度	市人口	乳幼児人口 (0歳-5歳)	65歳以上人口		
			64～74歳	75歳以上	
21	127,594	6,462	31,362	15,272	16,090
22	126,623	6,295	31,640	15,065	16,575
23	125,820	6,140	31,391	14,365	17,026
24	124,978	6,168	31,681	14,462	17,219
25	124,511	6,052	32,361	14,857	17,504

出典:会津若松市の福祉、会津若松市の市政より抜粋

第2章 政策討論会第2分科会の政策研究における中間総括

I 委員間討議での意見集約・協議内容

1 今後の地域福祉の論点

(1) 社会的包摂の実現

地域における福祉政策は、従来の社会福祉政策の概念から地域福祉政策の概念へと転換することが求められ、これを基に地域における社会福祉体制の再構築を図ることが求められています。社会福祉の根源的な目的と理念を踏まえれば、子供、高齢者、障がい者など全ての人が地域で安心して暮らせる社会を実現する社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）⁸の考えを基に、地域における包括的なケアを実現するシステムの構築を図る必要があります。

(2) 個人を起点とした地域包括ケアシステムの構築

地域における包括的なケアシステムの構築を実現するためには、制度主義や機関主義から脱却し、地域におけるサービスの供給体制のあり方を個人を起点としたシステムに見直していく必要があります。サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを利用する側の視点で制度設計を行う方向性が見直しであります。サービスを利用しようとする者が法令や当該機関の福祉制度に合致するか否かという考えから脱却し、個人の生活全体に焦点を当てながら生活課題の解決のためにフォーマル⁹、インフォーマル¹⁰に関わらず、どのようなケアを提供することができるかを考えていく必要があります。

(3) 地域福祉への多様な主体の参加とガバナンス¹¹の時代に即した仕組みづくり

公的な社会福祉サービスが、地域福祉という新たなステージにおいても、その基幹サービスとして役割と機能を果たすことが求められています。しかしながら公的な社会福祉サービスは、規格化、専門化され、画一的に提供せざるを得ない性質があり、一人ひとりのニーズに効果的に対応することには限界があり、一人ひとりの生き方に即した細かなニーズに対応するためには、地域の方やボランティアの力によるインフォーマルな支援も必要となっています。特に普段の生活における見守りや生活支援については、インフォーマルな支援にその役割が期待されています。また、地域福祉の推進を目的に共通の理念を持って行政や住民、中間組織等が協働するためには、対等に協議できるパートナーシップ¹²のルールづくりや調整することができるテーブルが必要とされるなどガバナンスの時代に即した仕組みづくりが重要であります。

(4) 新たな行政の役割

地域における生活課題や地域課題は多様化・複雑化しており、この解決を図るためには、地域における社会福祉サービスの供給体制の構築、地域福祉活動拠点の設置やネットワークの育成など今後の地域福祉のあり方を踏まえた制度設計や基盤整備が急がれています。市町村は、地域福祉を推進する責任ある主体として、公的な社会福祉サービスを提供する基幹として、これらを実現するための役割を十分に果たすことが期待されています。福祉、教育、地域づくりなど各分野の垣根を越えた総合的な政策立案と実践が求められるとともに、多様な地域福祉主体のマネジメントをする役割を担う機能の充実が求められています。

(5) 地域福祉政策の評価と議会の役割

地域福祉政策のプログラムを適切に推進管理するためには、効果的な評価を行うことが必要になると考えられます。また、地域福祉を推進するためには、住民や中間組織等との協働が必要となります。しかしながら、中心的な主体となる執行機関が自らの取り組みを適切に評価することができるか懸念があり、市民協働の推進が安易な行財政改革の手段として行使される可能性も否めません。議会が地域福祉政策の推進に関わる一つの方法として市民意見に立脚した客観的な評価主体として貢献することができるのではないのでしょうか。多様な市民の意見を反映しながら、住民の福祉の向上のために適切に地域福祉政策のプログラムが推進され、市民協働が推進されるよう議会がその役割を担うことができないものかなど議論がなされたところであります。

2 地域における包括的なケアを実現するシステムの構築

第2分科会においては、地域コミュニティの課題や公的な社会福祉サービスの課題を踏まえ、今後の地域福祉について委員間討議での意見集約を進めてきたところであり、地域福祉を推進するためには、地域における包括的なケアシステムの構築や重層的な圏域設定によるきめ細やかな支援が重要であることが確認できたところであります。

地域における包括的なケアシステムとは、利用者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活圏で提供できる地域体制であり、その実現には、利用者のニーズに応じた包括的・継続的なサービス提供が求められております。

(1) 医療、介護・予防、子育て支援など福祉施策の連携強化

例えば、24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化や介護職員によるたんの吸引等の医療行為の実施をはじめ、介護老人福祉施設等の介護拠点の緊急整備や24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設などの在宅サービスの提供など、医療にとどまらない福祉施策との連携の強化が必要となってきました。

また、高齢者に限らず、児童虐待や子育ての悩み、貧困等、ひとつの世帯で複数の問題を抱えるケースが多くなっています。これまでの縦割行政の中で個別に対応してきた問題を総合的な世帯の問題と捉え、関係機関の連携のもと一体的な支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

一人暮らしや高齢夫妻のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者等の増加により、日常的な生活に支障がある世帯がふえています。これらを踏まえ、地域での見守りや配食などの生活支援や財産管理等権利擁護サービスなど、さまざま生活支援サービスを展開していく必要があります。

(3) 地域福祉を推進するためのプラットフォーム¹³機能の充実

地域の課題に応じて、地域福祉の担い手や関係者・機関が集まり、課題解決にむけた情報交換や話しあいを行いながら連携・協働していく場(プラットフォーム)づくりを推進していく必要があります。このプラットフォームは、当初の目的を達成したら解散することができるのが特徴で、組織化とは異なり、テーマ別にさまざまな活動をしてきた人たちが新たに加わることで、活動の幅が広がり、課題解決に向けた体制づくりが整います。また、このプラットフォームをうまく運営していくには、コーディネーターが重要であり、特に最初の立ち上げについては、優秀なコーディネーターの存在が欠かせないものとなっています。

例えば、福祉教育に関するプラットフォームでは、ある学校が福祉教育を実践したいというときに、そのテーマに関連する地域のいろいろな人たちに集ってもらい、今回のねらいや目的を共有しながら、それぞれの立場でどんなプログラムが実施できるかアイデアを出し合いみんなで協働して展開していきます。

プラットフォームは自然にできるものではありません。誰かが課題に気づき、課題の解決を目標に掲げて幅広い関係者の参集を働きかけなければなりません。地域の課題に対するアンテナを張り巡らせ、自ら先駆的に取り組んでいく、あるいはそうした活動を支援する使命を担うべき社会福祉協議会が、その役割を担う主要な存在となることが必要であり、社会的にも期待されているものと考えます。

(4) 総合相談窓口機能の充実（ワンストップサービス¹⁴の展開）

これまで、高齢者・障がい者・子育てなどの部門ごとに相談窓口が設置されてきましたが、福祉や保健について、市民がどこに相談したらよいかわからないといった声がよく聞かれます。対象を問わず（誰でも）、問題を問わず（どんな内容でも）、市民生活問題に関する相談を受け付けます（総合相談）。また、地域住民が身近で気軽に相談できる相談窓口（福祉なんでも相談窓口）の各日常生活圏域への設置を検討するなど、市民のさまざまな生活課題に対応した、適切なサービスが利用できるよう支援することが望まれています。先進自治体においては、総合相談窓口にコミュニティケースワーカーや地域福祉コーディネーターを配置したり、それらの活動を補助する地域サポーターを委嘱するなど、きめ細やかな相談に努めている自治体もありますが、人員の配置もさることながら、まず、市民から寄せられる相談内容の的確な把握と適切な対応を図るための体制の充実を図る必要があると思われまます。

3 重層的な圏域の設定

圏域の設定については、基本理念を具現化するために地域における住民の自主的組織としての最小の活動範囲を「地域自治組織圏域（町内会・自治会）」として設定し、また、地域の交流拠点となる「公民館・コミュニティセンター等」学区単位の活動範囲（「学区等サービス圏域」）などを設けます。これらの地域は、①地域福祉におけるきめ細やかな課題把握が容易にできること、②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと、③住民参加の可能な範囲であること、④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいことから「身近な活動地域＝小地域」として、主たる対象圏域として位置づけられます。

さらに、「市域」や「県域」などのより広い範囲での圏域を設けることで課題を段階的に共有し、新たな活動の開発につなげていくなど、重層的な圏域を設定することにより、身近な活動地域における保健・福祉のサービスの一体的提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワーク構築など、官民協働による地域福祉活動のシステム構築の更なる推進が期待されます。

※ 第2分科会における政策研究のフレーム（図2・P12ページ）、重層的な圏域のイメージ（図3P13ページ）を参照ください。

II 今後の地域福祉のあり方について（まとめ）

こうした取り組みを進め、子供、高齢者、障がい者等、すべての住民が住みなれた地域で安心して暮らしていく社会を実現していくためには、さまざまな生活課題や地域課題を解決するための包括的な支援を実現するシステムを構築する必要があると考えをまとめました。また、生活課題や地域課題を解決するための包括的なケアシステムを実現するためには、サービスを提供する側の視点だけでなく、サービスを利用しようとする側の視点で制度を見直すなど、個人を起点とした仕組みづくりを構築していくことが必要であることを確認しました。さらに地域福祉を推進するためには、地域福祉のコーディネーターとして期待される機能（プラットフォーム）の存在、総合相談窓口機能の充実のほか、多様な主体が参加できる本市独自の新たな取り組みを進めていく必要があることを議論してきました。これらの事項については、現在、執行機関において地域福祉計画の策定に取り組んでいるところでもありますことから、本分科会で議論となった観点も踏まえ、地域福祉計画の策定を契機とした住民福祉の向上が図られることを期待するところであります。

さらに、議会が住民のために、地域福祉政策の推進に対して、責任と役割をどのように果たしていくことができるのかについては、以下の観点からそのあり方について責任と役割を果たしていくこととして、中間総括といたします。

- 1 市民の意見を反映した適切な地域福祉政策プログラムの推進（政策提案）
- 2 市民の意見に立脚した客観的なチェック・評価
- 3 政策・評価に基づく施策の改善提案等

III 今後の取り組みについて

第2分科会においては、先般、「地域環境の保全」をテーマに調査研究を進め、今般「高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方」の具体的な取り組みとして「今後の地域社会福祉のあり方」をテーマに調査研究を進め、今回の中間総括に至ったところであります。詳細の記述には至りませんでした。このほか、日本福祉大学原田准教授が提唱する地域の福祉力を向上させるしくみや福祉・教育・地域づくりなど各分野の垣根を越えた総合的な政策などについても種々議論がなされたところであります。

今後におきましては、当局による地域福祉計画の推進や地域福祉の取り組みを注視するとともに、残された2つのテーマである「教育・学習環境の整備」・「防災などの諸課題に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築」等について、順次検討を進めていくことといたします。

(参考:用語説明)

1	成熟社会	経済成長が終息に向かう中、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する平和で自由な社会
2	制度主義	国及び地方公共団体が措置する福祉諸制度に基づく対応
3	措置型のサービス	措置権者(行政)がその公的責任において、ニーズの判定、サービス提供内容、費用負担等を決定して、社会福祉サービスを利用者に給付すること
4	契約型のサービス	多様な福祉サービス供給事業者からサービスを選び、契約によりサービスを利用するというもので自分の生き方にあつたサービスを選択できるもの
5	応能負担	本人の収入等から、本人の支払い能力に応じて負担してもらうこと
6	応益負担	本人の利用したサービスの量(受けた利益)に応じて負担してもらうこと
7	超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会
8	社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)	いろいろな生活困難を抱えた人を社会的に排除しないで、社会的に包み込もうという考え
9	フォーマル	行政や関係機関の制度に基づいた支援(公助)
10	インフォーマル	制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる制度に基づかない非公式な支援(自助・互助・共助)
11	ガバナンス	行政、市民、企業等、多様な主体が相互に協働関係を持ちながら、社会や地域の問題解決に向かって役割を担いあうというスタイル
12	パートナーシップ	協働・統治、協力関係
13	プラットフォーム	「みんなが乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題を明確にして多様な主体が自発的に対等な立場で参画する協働のあり方
14	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービス

図1 議論の経過一覧表（政策討論会第2分科会の政策研究に係る経過一覧）

年	月 日	内 容
23年	10月27日	□自主研究（前期議会政策討論会第2分科会の最終報告の確認）
	12月20日	□自主研究（政策研究テーマの具体化の討議）
平成24年	1月23日	□文教厚生委員会行政調査（東京都狛江市「狛江市福祉基本条例」、世田谷区「世田谷区子ども条例及び子ども計画」）
	～24日	
	2月9日	□自主研究（行政調査を受けての委員間討議）
	3月28日	□自主研究（政策研究セミナーに向けての事前学習）
	3月28日	□政策研究セミナー（福島大学行政政策学類・今野順夫特任教授「社会保障制度の総論及び地方自治体の今後の役割並びに社会保障・税一体改革」）
	4月17日	□自主研究（政策研究セミナーを受講しての委員間討議）
	6月21日	□自主研究（今後の進め方について）
	7月3日	□文教厚生委員会行政調査（長野県茅野市＝地域福祉の取り組みについて、
	～4日	生涯学習の取り組みについて）
	7月10日	□自主研究（行政調査を受けての委員間討議）
	8月3日	□自主研究（政策研究セミナーに向けての事前学習）
	8月27日	□政策研究セミナー（福島大学行政政策学類・鈴木典夫教授「地域福祉政策について」）
	10月1日	□自主研究（政策研究セミナーを受講しての委員間討議）
	10月3日	□自主研究（政策研究の中間総括について）
	10月26日	□自主研究（先進自治体等事例研究について）
11月19日	□自主研究（先進自治体等事例研究について）	
平成25年	1月22日	□自主研究（「今後の地域福祉のあり方について」の中間総括と今後の方針についてほか）
	2月13日	□政策研究セミナー（日本福祉大学社会福祉学部・原田正樹准教授「地域主権と地域福祉行政」）
	4月18日	□自主研究（政策研究セミナーを受講しての委員間討議・政策研究に係る中間報告について）
	4月24日	□政策討論全体会・中間報告
	5月29日	□自主研究（今後の地域福祉のあり方・地域福祉のイメージについての中間総括について）
	7月8日	□自主研究（政策討論会中間総括に向けてのとりまとめについて）
	7月19日	□自主研究（政策討論会中間総括の最終確認について）
	8月9日	□政策討論会全体会・中間総括

図2 政策討論会第2分科会の政策研究のフレーム(案)

今後の地域福祉のあり方(あるべき姿)

子供、高齢者、障がい者等、すべての住民が住みなれた地域で安心して暮らせる社会

政策背景

従来の福祉政策のあり方

- ① 入所型社会福祉
大規模な社会福祉施設や精神病院への長期入院
- ② 措置制度
画一的なサービス
- ③ 制度主義
国及び地方公共団体が措置する福祉諸制度で実現

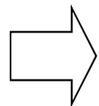


今後の福祉政策のあり方

- ① 地域福祉
地域の人々がその地域社会において生活
- ② 契約制度
選択できるサービス
- ③ 市民協働の社会
人々の連帯と協力による自発的活動(参加)に支えられた社会

課題認識 (多種多様な地域課題・生活課題)

- 孤立・孤独
・独居老人等
- 地域コミュニティの弱体化
- 公的な社会福祉サービスの複雑化
・制度間の問題
ニーズの多様化
・生活課題への対応



求められる政策(論点)

- ① 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の実現
- ② 個人を起点とした地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域福祉への多様な主体の参加とガバナンスの時代に即した仕組みづくり
- ④ 新たな行政の役割
- ⑤ 地域福祉政策の評価と議会の役割

地域における包括的なケアを実現するシステムの構築

- 医療、介護・予防、子育て支援など福祉施策の連携強
- 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- 地域福祉を推進するためのプラットフォーム機能の充実
- 総合相談窓口機能の充実(ワンストップサービスの展開)

重層的な圏域の設定

議会の役割

・市民意見に立脚した客観的な評価(チェック機能)

・市民の意見を反映した適切な地域福祉政策プログラムの推進(政策提案等)

重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)

